

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成28年9月13日(火) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 2時56分

出席者 委 員 委員長 大谷好一

針谷正夫 氏家晃 長 芳孝

入野登志子 大武真一 岡 賢治

高岩義祐

議 長 海老原恵子

傍聴者 茂呂健市 青木一男 針谷育造

坂東一敏 広瀬昌子 小久保かおる

古沢ちい子 白石幹男 関口孫一郎

平池紘士 大出三夫 大川秀子

永田武志 福田裕司

---

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 田嶋 亘

主 査 福田博紀 主 任 中野宏仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

道路河川整備課長	田	中	良	一
道路河川維持課長	天	谷	和	夫
土木管理課長	安	生	光	宏
公園緑地課長	齊	藤	昌	巳
下水道業務課長	寺	内	国	雄
下水道建設課長	益	田	弘	之
水道業務課長	高	橋	礼	子
参事兼都市計画課長	松	澤	賢	一
市街地整備課長	國	保	能	克
住宅課長	大	野	和	久
建築課長	長			智

平成28年第3回栃木市議会定例会

建設常任委員会議事日程

平成28年9月13日 午後1時開議 全員協議会室

日程第1 認定第 1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算（所管関係部分）の説明聴取

日程第2 認定第 6号 平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第3 認定第 7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取

日程第4 認定第10号 平成27年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（大谷好一君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

◎議事日程の報告

○委員長（大谷好一君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

各会計の決算につきましては、9月21日開催の常任委員会でのスムーズな審査のため、あらかじめ決算概要の説明聴取をお願いしたいというものであります。

また、本日の説明に際しましては、さきに開催した全員協議会で報告した事業並びに説明欄の金額の読み上げを省略いたしまして、決算概要の説明のみといたします。

質疑等審査については、9月21日開催の常任委員会においてお願いしたいと思いますので、ご了承願います。

---

◎認定第1号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。なお、説明は座ったままで結構です。

長建築課長。

○建築課長（長 智君） 平成27年度栃木市一般会計歳入歳出決算書の歳出の所管関係部分につきましてご説明いたします。

最初に、決算書198、199ページをお開きください。2款1項5目についてご説明いたします。右側の備考欄、上から4事業目の旧栃木中央小学校施設管理費につきましては、施設管理に係る光熱水費及び旧栃木中央小学校機械警備業務等施設管理に係る委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。下から4事業目の市有建築物定期点検業務委託費につきましては、建築基準法の規定に基づく市有建築物199施設、377棟の定期点検業務委託料であります。

次の長期営繕計画策定事業費につきましては、市有建築物の保全情報システム利用料であります。

続きまして、272、273ページをお開きください。4款1項3目についてご説明いたします。備考欄1行目の水道事業会計補助金（簡易水道施設等）につきましては、大平町北武井地区の簡易水道設備整備事業に対する繰出金と水道事業職員の児童手当に対する繰出金並びに平成27年9月豪雨災害に伴う応急給水活動費用に対する補助の繰り出しであります。

次のページをお開きください。5目についてご説明いたします。備考欄上から4事業目の生活排水処理構想見直し業務委託費につきましては、栃木市生活排水処理構想の見直し業務委託を行ったものであります。

続きまして、290、291ページをお開きください。6款1項5目についてご説明いたします。備考欄1行目の農業集落排水特別会計繰出金につきましては、一般会計から農業集落排水特別会計へ充当した繰出金であります。

続きまして、312、313ページをお開きください。8款1項1目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、都市建設課一般経常事務費（都賀）の公園管理に関する事故に伴う損害賠償金への充用であります。

次に、4事業飛びまして、バリアフリー推進事業費につきましては、栃木市バリアフリー特定事業計画に基づき東武鉄道が実施する東武新栃木駅内の移動円滑化を目的としたエレベーターの新設、身障者用トイレの新設及びスロープ改修事業費に対する補助率3分の1の補助金であります。

次のページをお開きください。2目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の13款1項1目予備費からの充用につきましては、建築指導事業費の委託料への充用であります。

1事業飛びまして、狭あい道路整備補助金につきましては、建築確認申請を提出する際の狭あい道路拡幅整備に伴う分筆測量費用6件分及び塀等工作物の撤去費用8件分に対する補助金であります。

続きまして、2項1目についてご説明いたします。備考欄上から3事業目の道路橋りょう総務事務費（栃木）につきましては、道路の破損等の監視、調査を行います臨時職員1名分の賃金及び巴波川の小山市との行政界にかかる堀ノ内橋の修繕費用を小山市との管理協定に基づき負担した負担金が主なものであります。

○委員長（大谷好一君） 田中道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（田中良一君） 次のページをお開きください。

2項2目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の8款2項3目からの流用につきましては、市道〇-30・〇-1号線道路改良事業費（大平下皆川）の道路新設改良費から市道維持管理費（大平）の道路維持費への流用であります。

次の8款2項5目への流用につきましては、交通安全施設（ゾーン30）整備事業費（大平）の工事請負費から市道〇-430号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費の負担金補助及び交付金への流用であります。

次の13款1項1目予備費からの充用につきましては、市道維持管理費（都賀）の工事請負費への充用並びに市道各号線舗装補修事業費（藤岡）の工事請負費への充用であります。

次に、1事業飛びまして、市道維持管理費（栃木）につきましては、側溝清掃や草刈り等の道路

補修作業員延べ780人分の賃金、自治会等において道路清掃等を実施した団体に対する道路愛護作業員報償金、樹木管理業務、新栃木駅と栃木駅の連絡通路や駅前広場の清掃業務等の道路管理等委託料、栃木地域内の市道補修用資材費及び交通安全施設補修用資材費が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（栃木）につきましては、万町地内市道A41号線の用地測量業務委託費及び側溝打ちかえ工事費であります。

次の市道各号線舗装補修事業費（栃木）につきましては、入舟町地内市道A2号線舗装補修工事費及び惣社町地内市道B304・B305号線舗装補修工事費であります。

次の市道各号線交通安全施設整備事業費につきましては、交通の安全を確保するための片柳町1丁目地内ほか市道201号線の薄層カラー舗装工事費ほか街路灯設置や区画線設置等の工事費が主なものであります。

次の通学路安全施設整備事業費につきましては、市内通学路の安全を確保するための大宮町地内ほか6路線の区画線や防護柵設置の工事費であります。

次に、1事業飛びまして、道路応急対策事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、災害復旧作業用車両借上料、災害箇所の安全確保のための交通安全施設補修用資材費及び2トンプ購入費が主なものであります。

次の市道維持管理費（大平）につきましては、道路管理等委託料、新大平下駅駐輪場防犯カメラ設置工事費が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（大平）につきましては、市道〇ー26号線、市道〇ー29号線の舗装補修工事費及び下水道事業へ負担した市道〇ー29号線舗装補修工事負担金であります。

次のページをお開きください。1行目の市道〇ー345号線アンダーパス警報装置板設置事業費（大平富田）につきましては、富田アンダーパス警報装置板設置工事費であります。

次の交通安全施設（ゾーン30）整備事業費（大平）につきましては、ゾーン30区域内の路面標示等であります。

次の道路応急対策事業費（平成27年9月豪雨災害）（大平）につきましては、バリケード、カラーコーン等の応急対策消耗品であります。

次の市道維持管理費（藤岡）につきましては、市道維持補修のための臨時職員賃金2名分、市道の除草等や道路管理等の委託料、市道F1ー44号線筋の水路改修工事費、藤岡地域内の市道補修用資材費が主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（藤岡）につきましては、市道F8号線、市道Fー96号線、市道F1ー171号線、市道F3ー285号線の舗装修繕工事費であります。

次の北坪地区流末排水整備事業費につきましては、大雨時に冠水被害が発生している藤岡町赤麻地内の北坪地区流末排水路を改修整備するための測量、設計等委託料であります。

次の道路応急対策事業費（平成27年9月豪雨災害）（藤岡）につきましては、川砂、常温合材等

の市道補修用資材費が主なものであります。

次の市道維持管理費（都賀）につきましては、道路照明等の管理費用や道路管理等の委託料が主なものであります。

次の市道各号線舗装補修事業費（都賀）につきましては、都賀町富張地内市道T③—187号線の舗装補修工事費であります。

次の市道維持管理費（西方）につきましては、道路照明等の管理費用や道路管理等の委託料、東武鉄道の軌道下などのアンダーパスにおける排水設備保守委託料が主なものであります。

次の市道各号線道路維持補修事業費（西方）につきましては、西方町元地内市道N—3156号線舗装補修工事費であります。

次の市道維持管理費（岩舟）につきましては、道路照明等の管理費用や道路管理等の委託料が主なものであります。

次に、3目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の8款2項2目への流用につきましては、市道O—30・O—1号線道路改良事業費（大平下皆川）の道路新設改良費から市道維持管理費（大平）の道路維持費への流用であります。

次のページをお開きください。上から2事業目の市道各号線道路改良事業費（栃木）につきましては、大宮町地内市道B42号線測量設計等委託料、同じく道路拡幅工事費、道路用地136平米の用地購入費及び支障工作物3件の物件移転等補償金、また市道119号線の道路拡幅工事費が主なものであります。

次の市道209号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、道路用地1,745平米の用地購入費及び支障建物等6件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道C13号線道路改良事業費（栃木大宮町）につきましては、延長55メートル、幅員6メートルの道路拡幅工事費、道路用地79平米の用地購入費及び支障工作物等2件の物件移転等補償金であります。

次の市道102号線道路改良事業費（栃木今泉町1丁目）につきましては、道路用地326平米の用地購入費及び支障建物等2件の物件移転等補償金が主なものであります。

次に、4事業飛びまして、市道107号線交通安全施設整備事業費（栃木本町・城内1丁目）につきましては、用地測量、物件調査業務委託料が主なものであります。

次の市道D23号線道路改良事業費（栃木皆川城内町）につきましては、用地測量業務委託料であります。

次のO—205号線道路改良事業費（大平下皆川）につきましては、道路用地17.35平米の用地購入費及び工作物1件の物件移転等補償金であります。

○委員長（大谷好一君） 天谷道路河川維持課長。

○道路河川維持課長（天谷和夫君） 次のページをお開きください。

上から2事業目の市道〇―16号線道路改良事業費（大平西山田）につきましては、延長92.2メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費、工作物等2件の物件移転等補償金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道〇―78号線道路改良事業費（大平下高島）につきましては、拡幅整備のための測量、設計等委託料であります。

次の市道〇―159号線道路改良事業費（大平蔵井）につきましては、延長49.4メートル、歩道幅員2.1メートルの歩道整備工事費であります。

次の下皆川・富田土地区画整理事業地内市道新設事業費につきましては、栃木藤岡バイパス下皆川・富田土地区画整理事業地区周辺の通過交通の安全性の確保や利便性の向上を図るため、JR両毛線沿いの市道〇―416号線、延長106メートル、幅員8メートルの道路築造工事費であります。

次の市道各号線道路改良事業費（藤岡）につきましては、市道F11号線ほか1路線の延長80メートル、幅員4メートルの市道拡幅工事費、工作物1件の物件移転等補償金が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道F32号線交通安全施設整備事業費（藤岡大前本郷）につきましては、歩行者専用橋詳細設計の測量、設計等委託料であります。

次の市道F2・1―120号線道路改良事業費（藤岡太田北）につきましては、延長83.9メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道F1―98号線道路改良事業費（藤岡大田和西）につきましては、延長95.4メートル、幅員6メートルの市道拡幅工事費及び支障工作物等1件の物件移転等補償金であります。

次に、1事業飛びまして、市道F3―316号線道路改良事業費（藤岡学校通）につきましては、藤岡地域の保育園が統合となる藤岡は一とらんど保育園の進入路の延長34.8メートル、幅員6メートルの市道拡幅工事費が主なものであります。

次のページをお開きください。1事業目の市道各号線道路改良事業費（都賀）につきましては、市道T②―325号線の側溝改修工事費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道T①―247号線道路改良事業費（都賀合戦場）につきましては、土地評価業務、用地測量、道路設計の業務委託料が主なものであります。

次の市道T①―208号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、支障工作物等1件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道T②―442号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、土地評価業務、用地測量業務委託料及び道路用地262平方メートルの市道拡幅用地購入費が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市道T2号線道路改良事業費（都賀家中）につきましては、測量、設計等委託料、業務委託料であります。

次の市道各号線道路改良事業費（西方）につきましては、市道N―3313号線の用地調査委託料及び道路用地46平方メートルの市道拡幅用地購入費であります。

次の市道N―1003号線道路改良事業費（西方金崎）につきましては、測量、設計等委託料であり



ます。

次に、2事業飛びまして、市道各号線道路改良事業費（岩舟）につきましては、岩舟町静地内市道 I 614号線道路改良附帯工事費及び公共下水道公共ます 1 件の物件移転等補償金であります。

次の市道 I 98号線道路改良事業費（岩舟下津原）につきましては、延長244.6メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費が主なものであります。

次の市道 I 417号線道路改良事業費（岩舟静和）につきましては、延長115.6メートル、幅員5メートルの市道拡幅工事費であります。

次の市道 I 230号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、延長150.5メートル、幅員4.8メートルの市道拡幅工事費であります。

次のページをお開きください。1事業目の市道 I 299号線道路改良事業費（岩舟静戸）につきましては、用地測量の測量、設計等委託料であります。

次の市道 I 94・134・135号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、用地測量、用地詳細設計の用地設計等委託料であります。

次に、1事業飛びまして、市道 I 614号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、延長204.6メートル、幅6メートルの市道拡幅工事費及び支障工作物等10件の物件移転等補償金が主なものであります。

次の市道 I 139号線道路改良事業費（岩舟静）につきましては、用地測量の測量、設計等委託料及び工作物等2件の物件移転等補償金が主なものであります。

続いて、4目についてご説明いたします。備考欄の1事業目の市道各号線橋りょう維持補修事業費につきましては、万町地内常盤橋の親柱修繕工事費であります。

次の市道各号線橋りょう補修事業費につきましては、吹上町地内市道238号線の無名橋12の橋りょう修繕工事が主な工事であります。

続いて、5目についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1事業目の8款2項2目からの流用につきましては、交通安全施設（ゾーン30）整備事業費（大平）の工事請負費から市道〇—430号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費の負担金補助及び交付金への流用であります。

次の市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業費（栃木野中町）につきましては、左岸側の橋台と護岸の橋りょう整備工事費及び橋りょう架け替えに伴う道路用地440平方メートルの用地購入費が主なものであります。

次の市道〇—430号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業費につきましては、1級河川永野川にかかる堀ノ内橋の県の河川改修に伴う架け替えにかかわる県への負担金であります。

○委員長（大谷好一君） 松澤都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（松澤賢一君） 続きまして、328ページ、329ページをごらんください。

3項1目河川総務費についてご説明申し上げます。右備考欄2行目の調整池等管理費（栃木）に

つきましては、箱森町地内の箱森開発調整池ほか3件の管理業務委託料であります。

次の河川総務事務費（栃木）につきましては、河川愛護会運営費補助金などの費用であります。

次の河川維持補修事業費につきましては、川原田町地内の巴波川ほか4件の河川維持補修工事費と惣社町地内に設置されております排水樋門補修149万400円の工事費であります。

次の河川浄化施設管理費につきましては、県庁堀川に設置しております浄化施設の電気代及び浄化施設の維持管理業務委託料であります。

次の河川・水路清掃事業費につきましては、市内の水路などの清掃のための水路清掃作業員延べ1,118人分の賃金や箱森町地内ほか14件の水路等の除草や清掃及び土砂の除去処分などの清掃業務等委託料などあります。

次の河川応急対策事業（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、災害査定に伴う消耗品などの費用であります。

次の河川維持管理費につきましては、大平地域内の新排水路の除草、清掃などの管理業務委託料であります。

次の河川総務事務費（藤岡）につきましては、渡良瀬遊水地第二調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会ほか2団体への補助金などあります。

次の樋管操作委託事業費につきましては、渡良瀬遊水地周囲にあります12カ所の樋管の管理委託料などあります。

次の調整池等管理費（都賀）につきましては、合戦場・升塚西部土地地区画整理地内に設置されております調整池等の除草などのための管理委託料であります。

次の2目河川改良費についてご説明を申し上げます。右備考欄1行目の河川整備事務費（栃木）につきましては、排水路修繕用資材費の購入費ほどであります。

次の排水路整備事業費（栃木）につきましては、本町地内の杓冷川延長100メートルの用地測量業務委託料及び樋ノ口町地内の排水路延長72メートルの河床整備工事費、大宮町地内の排水路延長200メートルの排水路整備工事費などあります。

次の清水川支川分水路整備事業費につきましては、次の331ページの備考欄1行目をごらんください。清水川の支川であります箱森町地内の館野川の延長48.3メートルの河川改修工事費であります。

次の調整池等管理費（大平）につきましては、大平地域内の上牛久調整池ほか3件の除草等の管理業務委託料などあります。

次の主要地方道宇都宮亀和田栃木線地域排水整備事業費（都賀合戦場）につきましては、合戦場地内の主要地方道宇都宮亀和田栃木線沿線の溢水による被害を防止するため、県施行の道路排水整備事業費のうち、負担協定に基づく事業費の31.7%分の県への負担金であります。

次に、4項1目都市計画総務費についてご説明を申し上げます。右備考欄2行目の都市計画課一

般経常事務費（栃木）につきましては、都市計画図の原図修正業務委託料や白図の印刷費用及び審議会委員の報酬などであります。

次の新都市計画マスタープラン策定事業費につきましては、平成26年4月に合併しました岩舟地域を含んだマスタープラン改訂版策定のための業務委託料であります。

次の屋外広告物指導事業費につきましては、屋外広告物許可証票の印刷費用や消耗品などの費用であります。

次のシビックコア推進事業費につきましては、合同庁舎建設や土地交換に向けた国の関係機関との協議とシビックコア地区推進連絡協議会の開催のための資料作成費用や消耗品及び協議会委員の報酬、職員旅費などの費用であります。

次の宅地等復旧支援補助金（平成27年9月豪雨災害）につきましては、昨年9月の関東・東北豪雨災害により個人宅地などに被害があった方々の支援のため、20万円を限度に補助したもので、本年度支払い分25件分の補助金であります。

次の市街地整備課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品などの経費であります。

次の開発指導事業費につきましては、開発許可の事務処理などに要した費用であります。

次の都市建設課一般経常事務費（大平）につきましては、都市建設課の消耗品などの需用費及び公用車の車検整備に伴う修繕料などであります。

次の岩舟駅南口整備事業費につきましては、岩舟駅周辺地区における権利調査業務委託料などであります。

次の2目土地区画整理費についてご説明を申し上げます。右備考欄1行目の栃木駅周辺地区景観形成基金積立金につきましては、栃木駅周辺地区景観形成のための基金運用利子を積み立てたものであります。

次の区画整理事務費（栃木）につきましては、土地区画整理関係の事務処理に要した事務用消耗品及び県区画整理連合協議会への負担金などの費用であります。

次に、332ページ、333ページをごらんください。表3段目の4目下水道費についてご説明を申し上げます。右備考欄の下水道特別会計繰出金につきましては、一般会計から下水道特別会計へ充当した繰出金であります。

次に、5目公園費についてご説明を申し上げます。右備考欄1行目の13款1項1目の予備費からの充用につきましては、藤岡渡良瀬運動公園管理費の維持補修費29万7,000円及び藤岡スポーツふれあいセンター管理費の維持補修費28万7,000円への充用であります。

次に、2行飛びまして、都市公園等管理費（栃木）につきましては、永野川緑地公園等の除草のための作業員の賃金及び栃木地域内の都市公園等の芝や樹木などの年間管理のための公園管理等委託料と都市公園等の浄化槽維持管理などの施設管理等委託料及び第二公園や太平山大曲駐車場などの公園等敷地賃借料のほか、都市公園施設の光熱水費906万5,639円や維持補修費604万8,972円など

であります。

次の総合運動公園管理運営委託費につきましては、栃木市総合運動公園の管理運営を行う指定管理者の株式会社メディカルフィットネスとちの木への管理運営委託料であります。

次の総合運動公園管理費につきましては、高木剪定などの樹木管理等委託料のほか、遊具修繕工事などの維持管理補修費194万6,160円であります。

○委員長（大谷好一君） 齊藤公園緑地課長。

○公園緑地課長（齊藤昌巳君） 次のページをお開きください。

1 事業目の太平山県立自然公園施設整備事業費につきましては、見晴台園地階段等改修工事費であります。

次の生垣設置奨励補助金につきましては、生け垣を設置した市民に対して交付した補助金であります。

次に、1 事業飛びまして、公園応急対策事業費（平成27年9月豪雨災害）（栃木）につきましては、総合運動公園公式野球場で豪雨災害により水没したため使用できなくなったストーブや医務室のベッド等の備品購入費であります。

次の都市公園等管理費（大平）につきましては、大平地域内の運動公園、街区公園、ミニ公園などの樹木管理等の公園管理等委託料や大平運動公園内の噴水等の設備機器の保守点検及び警備、トイレ清掃などの施設管理委託料のほか、公園施設の光熱水費や維持補修費などであります。

次の都市公園等管理費（藤岡）につきましては、藤岡地域内の都市公園等の除草及び清掃業務などの公園管理等委託料が主なものであります。

次の藤岡渡良瀬運動公園管理費につきましては、除草や水路清掃等の清掃管理等委託料とソフトボール場の給水設備増設工事費が主なものであります。

次の藤岡スポーツふれあいセンター管理費につきましては、光熱水費や警備、清掃等の施設管理委託料が主なものであります。

次のつがの里管理運営費につきましては、ふるさとセンターの嘱託員報酬、臨時職員賃金、除草や清掃等の清掃管理委託料のほか、公園施設の光熱水費などであります。

次の都市公園等管理費（都賀）につきましては、都賀地域内のつがの里や街区公園の維持管理に要する費用でありまして、遊具修繕工事等の維持補修費が主なものであります。

次のつがの里公園整備事業費につきましては、転落防止柵等の管理施設設置工事費であります。

次の都市公園等管理費（西方）につきましては、西方地域内の都市公園等の除草や施設の管理、保守点検等のための公園管理等委託料が主なものであります。

次の都市公園等管理費（岩舟）につきましては、岩舟地域内の都市公園等の清掃及び除草などの公園管理等委託料が主なものであります。

次の岩舟総合運動公園施設整備事業費につきましては、外野防球フェンス等のソフトボール用移

動式器具の購入費であります。

続きまして、6目についてご説明いたします。次のページをお開きください。備考欄上から2事業目のまちなか土地利用計画推進事業費につきましては、国の交付金事業である地方都市リノベーション事業の交付申請に必要となる都市再生整備計画の策定支援業務委託料が主なものであります。

続きまして、5項1目についてご説明いたします。備考欄上から2事業目の改良住宅管理費（栃木）につきましては、城内町2丁目にあります改良住宅の敷地の賃借料が主なものであります。

次に、1事業飛びまして、市営住宅共通管理費（栃木）につきましては、指定管理者への市営住宅運営委託料、大宮市営住宅ほか6住宅の敷地の賃借料、住宅管理のためのOAシステム機器借上料が主なものであります。

次の県営住宅敷地賃借費につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2市営住宅の敷地の賃借料であります。

次の同和対策住宅新築資金等借入償還基金積立金につきましては、預金利子の基金への積立金であります。

次に、1事業飛びまして、あったか住まいのバンク事業費につきましては、空き家バンクリフォーム補助金が主なものであります。

次の市営住宅耐震診断事業費につきましては、城内南市営住宅1棟の耐震診断業務委託料であります。

次のページをお開きください。上から2事業目の住宅課一般経常事務費につきましては、住宅課事務用消耗品及び住宅新築資金貸付金納付書印刷製本費であります。

次の住宅被災者支援事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、被災者向け市営住宅浴槽風呂釜設置工事費が主なものであります。

次の改良住宅管理費（大平）につきましては、榎本地区の改良住宅の天井修繕などの維持補修費と、富田地内の改良住宅など民有地4件の土地賃借料であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業補助金につきましては、入居件数60件、延べ入居者数567名分に対する家賃補助であります。

以上で一般会計の歳出の所管関係部分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（大谷好一君） ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 1時42分）

---

○委員長（大谷好一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時00分）

---

○委員長（大谷好一君） 歳入の説明をお願いします。

安生土木管理課長。

○土木管理課長（安生光宏君） 前半に続きまして、一般会計決算書の所管関係部分の歳入についてご説明申し上げます。

決算書の92ページ、93ページをお開きください。13款1項7目1節道路橋りょう使用料についてご説明いたします。右の備考欄をごらんください。1行目の道路使用料（栃木）につきましては、東京電力やN T Tの電柱などの道路占用による使用料であります。以下、6行目の道路使用料（大平）、8行目の同じく（藤岡）、次のページになりますが、（都賀）、それと（西方）、それと（岩舟）につきましても同様の内容でございます。

ページ戻りまして、2行目の道路管理施設敷地使用料につきましては、道路課車庫敷地内の電柱占用による使用料であります。

次の駅連絡通路施設使用料につきましては、栃木駅の南北連絡通路の広告掲示板使用料であります。

次の法定外公共物使用料（栃木）につきましては、認定外道路の占用による使用料でございます。以下、7行目の法定外公共物使用料（大平）、同じく（藤岡）、次のページ2行目ですが、（都賀）、そして（西方）、（岩舟）につきましても同様の内容でございます。

ページ戻りまして、5行目の道路事業等敷地使用料につきましては、事業用地内の電柱などの占用による使用料であります。

次のページをお開きください。次に、2節河川使用料、備考欄1行目の法定外公共物使用料（栃木）につきましては、市有水路敷を出入り口として占用しているものなどの使用料であります。以下、2行目の法定外公共物使用料（大平）、同じく（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましても同様の内容でございます。

次に、3節都市計画使用料、備考欄1行目の都市公園等占用使用料（栃木）につきましては、東京電力、N T T電柱などの公園占用使用料であります。以下、4行目の都市公園等占用使用料（大平）、同じく（藤岡）、次の（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましても同様の内容でございます。

戻りまして、2行目の総合運動公園占用使用料につきましては、総合運動公園内の電柱や公衆電話所などの占用使用料であります。

次の公園使用料（栃木）につきましては、太平山県立自然公園内の飲食店などの土地使用料及びその他公園内でのイベントなどの行為に伴う使用料であります。

次に、4節公園使用料、備考欄1行目の藤岡スポーツふれあいセンター敷地使用料につきましては、電柱の占用使用料であります。

次のふるさとセンター・プラザ・体験交流館使用料につきましては、つがの里内の施設使用料、

バーベキュー場使用料及びバッテリーカー使用料などが主なものであります。

次のページをお開きください。1行目の西方総合公園使用料につきましては、公園内のバーベキュー場などの使用料であります。

次に、5節住宅使用料、備考欄1行目の市営住宅使用料につきましては、市営住宅18団地、936戸分の住宅使用料であります。

次の改良住宅使用料につきましては、改良住宅4団地、19戸分の住宅使用料であります。

次の市営住宅駐車場使用料につきましては、市営住宅5団地、344台分の駐車場使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅使用料につきましては、平柳団地と川原田団地にあります特定公共賃貸住宅30戸分の住宅使用料であります。

次の特定公共賃貸住宅駐車場使用料につきましては、特定公共賃貸住宅駐車場44台分の使用料であります。

次の市営住宅等敷地使用料につきましては、栃木地域の市営住宅敷地内に設置されております電柱などの占用使用料であります。

次の市営住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成26年度以前の市営住宅使用料115名分であります。

次の改良住宅使用料滞納繰越分につきましては、平成26年度以前の改良住宅使用料1名分であります。

次の市営住宅駐車場使用料滞納繰越分につきましては、平成26年度以前の市営住宅駐車場使用料29名分であります。

○委員長（大谷好一君） 國保市街地整備課長。

○市街地整備課長（國保能克君） 続きまして、112、113ページをお開きください。

2項6目1節土木管理手数料についてご説明いたします。備考欄1行目の確認申請等手数料につきましては、建築確認申請等901件分にかかわる手数料であります。

次の長期優良住宅認定手数料につきましては、長期優良住宅建築等計画認定申請159件分にかかわる手数料であります。

次の低炭素建築物認定手数料につきましては、低炭素建築物の新築等の計画認定申請4件分にかかわる手数料であります。

次に、2節道路橋りょう手数料、備考欄1行目の道路台帳閲覧等手数料（栃木）につきましては、道路台帳等閲覧申請のありました手数料であります。以下、同じく（大平）、（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましても同様の内容であります。

次に、3節都市計画手数料、備考欄1行目の都市計画関係証明手数料（栃木）につきましては、市内の用途地域等39件分の証明手数料収入であります。

次の屋外広告物等許可申請手数料につきましては、立て看板、広告板、のぼり旗等200件分の申請手数料収入であります。

次の開発行為等許可申請手数料につきましては、開発許可申請など360件分の申請手数料であります。

次の都市計画関係証明手数料（大平）につきましては、都市計画に関する証明1件分の手数料であります。

次の都市計画関係証明手数料（都賀）につきましては、合戦場・升塚西部区画整理地内の土地証明7件分などの手数料であります。

次の都市計画関係証明手数料（岩舟）につきましては、都市計画に関する証明1件分の手数料であります。

続きまして、116、117ページをお開きください。14款1項4目1節公共土木施設災害復旧費負担金についてご説明いたします。備考欄の道路橋りょう災害復旧事業負担金につきましては、西方町本城地内市道N-1001号線の雨水ポンプ設備復旧工事費に対する補助率10分の6の補助金であります。

次のページをお開きください。2項3目1節保健衛生費補助金についてご説明いたします。備考欄上から3行目の汚水処理施設整備交付金につきましては、栃木市生活排水処理構想見直し業務委託及び合併処理浄化槽設置補助事業に対する交付金であります。

続きまして、4目1節道路橋りょう費補助金についてご説明いたします。備考欄1行目の防災・安全交付金につきましては、市道209号線道路改良事業（栃木平井町）、市道102号線道路改良事業（栃木今泉町1丁目）、市道114号線道路改良事業（栃木吹上町・宮町・皆川城内町）、市道A1号線交通安全施設整備事業（栃木入舟町）、市道106号線交通安全施設整備事業（栃木大宮町）、市道O-527号線歩道整備事業（大平新）、市道233号線永宮橋橋りょう整備事業（栃木野中町）、橋りょう長寿命化修繕事業、舗装修繕事業、市道I388号線道路改良事業（岩舟静）、市道I139号線道路改良事業（岩舟静）に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次の社会資本整備総合交付金（快適な社会基盤整備）につきましては、市道F6号線道路改良事業（藤岡富吉1区）に対する補助率10分の5.5の交付金であります。

次に、2節都市計画費補助金、備考欄の社会資本整備総合交付金（新大平下駅前地区）につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業に伴う測量、設計等の業務委託費及び公共施設充当地の購入費に対する補助率10分の5.5及び10分の5の交付金ほか都市再生整備計画事業に伴う新大平下駅前東口の防犯カメラ設置工事費に対する補助率10分の4の交付金であります。

次に、3節住宅費補助金、備考欄の市営住宅リフレッシュ事業社会資本整備総合交付金につきましては、城内南市営住宅中層の外壁及び排水管改修工事、城内南第2市営住宅中層の屋上防水、給水管工事及び城内南市営住宅低層の屋根瓦ふきかえ工事に対する補助率2分の1の補助金であります。



す。

次のページをお開きください。1行目の市営住宅耐震診断事業社会資本整備総合交付金につきましては、城内南市営住宅中層1棟の耐震診断業務委託料に対する補助率2分の1の補助金であります。

次の住宅・建築物安全ストック形成事業社会資本整備総合交付金につきましては、民間木造住宅の耐震診断改修費等に対する補助率2分の1の交付金であります。

次の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業社会資本整備総合交付金につきましては、入居件数60件、延べ入居者数567名分の家賃補助に対する補助率2分の1の補助金であります。

次のページをお開きください。3項3目1節河川費委託金についてご説明いたします。備考欄の樋管操作委託金につきましては、渡良瀬遊水地周囲の11カ所分の樋管操作委託金であります。

続きまして、128、129ページをお開きください。15款2項3目1節保健衛生費補助金についてご説明いたします。備考欄一番下の合併処理浄化槽設置費補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助事業費に対する補助金であります。

○委員長（大谷好一君） 大野住宅課長。

○住宅課長（大野和久君） 次に、132、133ページをお開きください。

5目1節土木総務費補助金についてご説明いたします。備考欄の一番上、鉄道駅バリアフリー化補助金につきましては、東武新栃木駅のバリアフリー化事業に係る栃木市公共交通バリアフリー施設等整備費補助金に対する補助率2分の1の県補助金であります。

次に、2節公園費補助金、備考欄の自然公園等施設整備事業費補助金につきましては、太平山県立自然公園施設整備事業に対する補助率2分の1の県補助金であります。

次に、3節住宅費補助金、備考欄1行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金につきましては、住宅新築資金等の償還事務に対する補助率4分の3の県補助金であり、次の民間住宅耐震診断助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震診断費に対する補助率4分の1の県補助金、次の民間住宅耐震改修助成事業補助金につきましては、民間木造住宅の耐震改修費に対する補助率4分の1の県補助金であります。

次に、4節都市計画費補助金、備考欄の土地区画整理事業補助金につきましては、新大平下駅前第2土地区画整理事業地区内の都市計画道路大平町役場通り一般県道小山大平線の整備に伴う測量、設計等業務委託費の補助基本額1,202万2,000円に対する補助率20分の1の県補助金であります。

続きまして、136、137ページをお開きください。16款1項1目1節土地建物貸付収入についてご説明いたします。備考欄上から5事業目の旧栃木中央小学校太陽光発電施設屋根貸付収入につきましては、旧栃木中央小学校屋上に設置しております太陽光発電施設の貸付収入であり、下から4行目、永野川緑地公園自動販売機設置収入につきましては、永野川緑地公園内に設置されております自動販売機5台分の設置収入、次の行の総合運動公園自動販売機設置収入につきましては、栃木市

総合運動公園内に設置されております自動販売機24台分の設置収入であります。

続きまして、140、141ページをお開きください。備考欄の中ほどやや下にあります大平運動公園自動販売機設置収入につきましては、大平運動公園内に設置されております自動販売機13台分の設置収入、下から4行目の2号渡良瀬緑地公園運動施設土地貸付収入につきましては、2号渡良瀬緑地公園の運動施設用地の土地貸付収入であり、次の藤岡スポーツふれあいセンター自動販売機設置収入につきましては、藤岡スポーツふれあいセンター内に設置されております自動販売機2台分の設置収入であります。

次のページをお開きください。142、143ページです。上から2行目のつがの里自動販売機設置収入につきましては、ファミリーパークやふるさとセンターパーク内に設置されました自動販売機7台分の設置収入であり、その3行下にあります西方総合公園自動販売機設置収入（産業建設課）（西方）につきましては、西方総合公園管理棟内に設置された自動販売機1台分の設置収入であります。

続きまして、2目1節利子及び配当金についてご説明いたします。次のページ、144、145ページをお開きください。備考欄中ほどやや上にあります栃木駅周辺地区景観形成基金利子につきましては、栃木駅周辺地区景観形成基金に対する預金利子であり、その下の同和対策住宅新築資金等借入償還基金利子につきましては、同和対策住宅新築資金等借入償還基金に対する預金利子であります。

少し飛びまして、164、165ページをお開きください。20款3項6目1節住宅費貸付金元利収入についてご説明いたします。備考欄1行目の住宅新築資金貸付金元利収入につきましては、また次の宅地取得資金貸付金元利収入につきましては、同和対策事業として昭和50年度から行われた貸付金の元利収入であり、次の住宅新築資金貸付金元利収入滞納繰越分、次に住宅改修資金貸付金元利収入滞納繰越分、さらにその次の宅地取得資金貸付金元利収入滞納繰越分、以上につきましては平成26年度以前の住宅新築資金貸付金等の元利収入であります。

続きまして、170、171ページをお開きください。5項4目2節雑入についてご説明いたします。備考欄下から4行目の道路賠償責任保険料等（道路課）につきましては、道路賠償責任保険の賠償保険金及び自動車損害共済災害共済金であります。

次の電気料分担金等（河川緑地課）につきましては、総合運動公園内に設置されておりますGPS観測システム機器の電気料分担金であり、次の都市計画図売払収入等（都市計画課）につきましては、都市計画白図などの399枚分の販売収入であります。

一番下の県営住宅敷地転貸料等（住宅課）につきましては、県営大宮住宅及び県営城内南第2住宅の敷地賃借料に係る県からの転貸料であります。

176、177ページをお開きください。上から4行目の都市計画図売払収入等（都市建設課）（大平）につきましては、都市計画総括図など26枚の販売収入であり、その6行下の都市計画図売払収入等（都市建設課）（藤岡）につきましては、都市計画白図など26枚の販売収入、さらにその5行下にありますつがの里花彩祭出店店舗水道料等（都市建設課）（都賀）につきましては、4月につがの

里で開催されました花彩祭のときに出店した店舗から徴収した水道料等であります。

その下の都市計画図売払収入等（都市建設課）（都賀）につきましては、都市計画白図など19枚の販売収入及び自動車損害共済金収入であります。

次のページをお開きください。上から2行目の都市計画図売払収入等（産業建設課）（西方）につきましては、都市計画白図など14枚の販売収入及び建物総合損害共済金収入であり、一番下にあります都市計画図売払収入等（都市建設課）（岩舟）につきましては、都市計画白図など28枚の販売収入及び岩舟総合運動公園フェンス設置助成金、公園遊具損害賠償金などの収入であります。

以上で一般会計の歳入の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（大谷好一君） 以上で歳入歳出決算の所管関係部分の説明は終わりました。

---

◎認定第6号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第2、認定第6号 平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

寺内下水道業務課長。

○下水道業務課長（寺内国雄君） ただいまご上程いただきました認定第6号 平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の618、619ページをお開きください。下水道特別会計の歳出からご説明をいたします。まず、1款1項1目、備考欄の上から3事業目の使用料徴収事務委託費につきましては、下水道使用料の徴収事務に伴う水道事業者への徴収事務委託料であります。

次の下水道課一般経常事務費につきましては、受益者負担金のソフトウェア使用料が主なものであります。

次の受益者負担金一括納付報奨金につきましては、受益者負担金の一括納付837件分の報奨金であります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、下水道使用料などに係る消費税の納付額であります。

次の公営企業会計移行業務委託費につきましては、栃木市下水道事業が公営企業会計に円滑に移行するための固定資産調査評価や会計システムの構築、固定資産台帳システムの構築等の業務委託料であります。

次の公共下水道普及対策事業費につきましては、下水道の普及に伴う河川水等の水質向上の状況を把握するための水質調査業務委託料が主なものであります。

次の応急対策事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、9月の豪雨の際の応急対策用消耗品費等であります。

続きまして、次のページの620、621ページをお開きください。2款1項1目、備考欄の公共下水

道施設管理費につきましては、71カ所のマンホールポンプ場の電気料、保守点検業務委託料及び老朽化したマンホールふたの交換等の管渠工事費が主なものであります。

続きまして、622、623ページをお開きください。次のページです。3款1項1目、備考欄1行目の流域下水道維持管理負担金、それと次の流域下水道建設負担金につきましては、巴波川浄化センター及び大岩藤浄化センター並びに栃木県下水道資源化工場などで行っております下水処理費のうち、本市が負担する県への法定負担金であります。

続きまして、次のページ、624、625ページをお開きください。4款1項1目、備考欄の市債償還元金につきましては、これまでに下水道事業のために借入れをしました市債1,013件分の償還元金であります。

次に、2目、備考欄の市債償還利子につきましては、これまでに借入れをしました市債1,073件分の償還利子であります。

続きまして、次のページ、626、27ページをお開きください。5款1項1目予備費につきましては、充用はありませんでした。

続きまして、次のページ、628、629ページです。6款1項1目、備考欄の公共下水道施設災害復旧費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、平成27年9月の豪雨で被災した公共下水道施設の災害復旧の業務委託料や工事費となります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、604、605ページをお開きください。次に、歳入につきましてご説明をいたします。まず、1款1項1目1節、備考欄1行目、栃木地域下水道受益者負担金から6行目の岩舟地域下水道受益者負担金につきましては、地域ごとの受益者負担金の収入であります。

次に、2目1節、備考欄の事業費負担金につきましては、舗装復旧工事に伴う工事負担金が主なものであります。

続きまして、606、607ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄の栃木地域下水道使用料につきましては、栃木地域の下水道の使用料の収入であります。

次の下水道施設土地使用料につきましては、市有地に設置してあります東京電力と栃木ケーブルテレビの電柱、支柱等の土地使用料の収入であります。

次の大平地域下水道使用料から7行目の岩舟地域下水道使用料につきましては、地域ごとの下水道使用料の収入であります。

次に、2項1目1節、備考欄の排水設備計画確認手数料につきましては、排水設備の接続に伴う計画確認手数料903件分の収入であります。

次の排水設備検査手数料につきましては、排水設備の接続に伴う検査手数料884件分の収入であります。

次の受益者負担金督促手数料につきましては、督促手数料799件分の収入であります。

次の排水設備指定工事店登録手数料につきましては、排水設備指定工事店の5年置きの更新並びに新規の登録手数料74件分の収入であります。

続きまして、次のページ、608、609ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の社会資本整備総合交付金（下水道）及び汚水処理施設整備交付金につきましては、公共下水道建設事業費に対する補助率2分の1の国庫交付金の収入であります。

続きまして、610、611ページをお開きください。4款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

続きまして、612、613ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の前年度繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金であります。

続きまして、614、615ページをお開きください。6款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、下水道特別会計における預金の利子であります。

次に、2項1目1節、備考欄の雑入につきましては、道路改良工事に伴う物件移転等の損失補償料や公営企業会計システム導入支援業務委託料が主なものであります。

次の下水道受益者負担金相当額納付金につきましては、下水道計画区域外で下水道に接続しました36件分の下水道受益者負担金の相当額の収入であります。

次の消費税及び地方消費税還付金につきましては、消費税及び地方消費税還付金であります。

次の東電原子力発電所事故による損害賠償金につきましては、東電原子力発電所事故による損害賠償金であります。

続きまして、616、617ページをお開きください。7款1項1目1節、備考欄の公共下水道建設事業債につきましては、公共下水道建設事業費に対する起債であります。

次に、2目1節、備考欄の流域下水道建設事業債につきましては、流域下水道建設事業費の本市負担金に対する起債であります。

次に、3目1節、備考欄の公営企業会計適用債につきましては、公営企業会計移行業務委託費に対する起債であります。

次に、4目1節、備考欄の公共下水道施設災害復旧事業債につきましては、公共下水道施設災害復旧事業費に対する起債であります。

以上で平成27年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

◎認定第7号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第3、認定第7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

益田下水道建設課長。

○下水道建設課長（益田弘之君） ただいまご上程いただきました認定第7号 平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

恐れ入ります。決算書の650、51ページをお開きください。農業集落排水特別会計の歳出からご説明いたします。まず、1款1項1目、備考欄3行目の農業集落排水事務費につきまして、農業集落排水浄化センターの建物損害共済保険料が主なものであります。

次の消費税及び地方消費税につきましては、農業集落排水施設使用料などに係る消費税の納付額であります。

次の使用料徴収事務委託費につきましては、農業集落排水使用料徴収事務に伴う水道事業者への徴収事務委託料でございます。

続きまして、652、653ページをお開きください。2款1項1目、備考欄1行目の4款1項1目予備費からの充用につきましては、施設管理費の維持管理費に充用したものであります。

次の施設管理費につきましては、市内にあります農業集落排水施設6カ所の維持管理、保守点検、保守管理などの施設管理業務等委託料並びに施設の機器修繕工事が主なものであります。

次に、2目、備考欄、建設事業費につきましては、農業集落排水の新規接続者2件分の汚水ます設置工事費であります。

続きまして、654、655ページをお開きください。3款1項1目、備考欄、市債償還元金につきましては、農業集落排水事業のために借り入れた市債128件分の償還元金であります。

次の2目、備考欄の市債償還利子につきましては、これまで借り入れた市債130件分の償還利子であります。

続きまして、656、657ページをお開きください。4款1項1目予備費につきましては、2款1項1目施設管理費に充用したものであります。

続きまして、658ページ、659ページをお開きください。5款1項1目、備考欄の農業集落排水施設災害復旧事業費（平成27年9月豪雨災害）につきましては、昨年の豪雨で被災した農業集落排水施設の災害復旧工事費であります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

続きまして、決算書戻りまして636ページ、637ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。まず、1款1項1目1節、備考欄1行目のみずほ西地区農業集落排水事業費分担金から4行目の本郷金井地区農業集落排水事業費分担金につきましては、地区ごとの事業費分担金の収入であります。

続きまして、638、639ページをお開きください。2款1項1目1節、備考欄1行目の下皆川地区農業集落排水施設使用料から6行目の本郷金井地区農業集落排水施設使用料につきましては、各施

設の使用料の収入であります。

7行目の農業集落排水施設土地使用料につきましては、西方地域に設置してありますケーブルテレビ用支柱の土地使用料及び大平地域にあります東電電柱の土地の使用料であります。

次に、2項1目1節、備考欄1行目の下皆川地区農業集落排水申請手数料から次ページ、641ページ1行目の本郷金井地区農業集落排水申請手数料につきましては、各地区の排水接続に伴う計画確認及び検査手数料の収入であります。

続きまして、642、643ページをお開きください。3款1項1目1節、備考欄の一般会計繰入金につきましては、一般会計から充当された繰入金であります。

続きまして、644、645ページをお開きください。4款1項1目1節前年度繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金であります。

続きまして、646、647ページをお開きください。5款1項1目1節、備考欄の預金利子につきましては、本会計における預金利子であります。

次に、2項1目1節、備考欄の雑入につきましては、県道拡張工事に伴う県からの物件移転補償料や水害に伴う損害共済災害共済金が主なものであります。

続きまして、648ページ、649ページをお開きください。6款1項1目1節、備考欄の農業集落排水施設災害復旧事業債につきましては、農業集落排水施設災害復旧事業費に対する起債であります。

以上で平成27年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

---

#### ◎認定第10号の上程、説明

○委員長（大谷好一君） 次に、日程第4、認定第10号 平成27年度栃木市水道事業会計決算の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明を求めます。

高橋水道業務課長。

○水道業務課長（高橋礼子君） ただいまご上程をいただきました認定第10号 平成27年度栃木市水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

別冊になっております平成27年度栃木市水道事業会計決算書をごらんください。決算の期間につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

初めに、決算附属書類の水道事業報告書からご説明をいたしますので、10ページをお開きください。10ページから12ページにつきましては、水道事業の概況について、13ページから23ページにつきましては建設改良工事の概況について記載してございます。

恐れ入りますが、24ページをお開きください。3の業務でございまして、(1)の業務量についてでございますが、平成27年度末の給水人口につきましては14万7,603人で、前年度と比較いたしま

すと643人、率にして0.4%の減少となっております。

次に、給水戸数につきましては5万7,135戸で、前年度と比較いたしますと668戸、率にして1.2%の増加となっております。

次に、下から3行目の年間配水量につきましては2,143万6,503立方メートルで、前年度比較では82万1,574立方メートルの増。一番下の行の年間有収水量につきましては1,625万3,333立方メートルで、前年度比較では57万1,022立方メートルの増となっております。また、記載にはございませんが、有収率につきましては75.8%で、前年度と比較して0.3ポイントの減となっております。

次に、25ページ、(2)の事業収入に関する事項、(3)の事業費に関する事項につきましては、事業収入及び事業費の実績について前年度の数値と比較したものでございます。

次に、26、27ページ、4の会計につきましては、1件1,000万円以上の建設改良費の契約内容、企業債及び一時借入金について、次の28ページ、5のその他につきましては他会計負担金収入の用途について、それぞれご報告をするものでございます。

続きまして、決算書類についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、1ページ、2ページへお戻りください。決算報告書でございます。まず、上の表、収益的収入及び支出の収入でございます。第1款水道事業収益につきましては、決算額は28億9,682万4,419円で、執行率は105.4%でございます。

水道事業収益の主なものといたしましては、第1項の営業収益では水道料金、第2項の営業外収益では水道施設災害復旧費補助金でございます。

次に、下の表の支出、第1款水道事業費用につきましては、決算額は23億835万805円で、執行率は89.5%でございます。

水道事業費用の主なものといたしましては、第1項の営業費用では浄水場の維持管理費及び減価償却費、第2項の営業外費用では企業債の支払利息、第3項特別損失では関東・東北豪雨災害に係る他事業応援経費負担金などがございます。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。上の表、資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入につきましては、決算額は4億55万5,020円で、執行率は113.9%でございます。資本的収入の主なものといたしましては、第1項企業債では企業債の新規借り入れ、第3項の補助金では簡易水道等施設整備費国庫補助金、第4項負担金では下水道工事に伴う水道工事負担金などがございます。

次に、下の表の支出、第1款資本的支出につきましては、決算額は19億5,448万4,471円で、執行率は92.2%でございます。資本的支出の主なものといたしましては、第1項建設改良費では寺尾地区簡易水道事業費、上水道整備事業費、水道設備更新事業費などの工事請負費及び第2項の企業債償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は15億5,392万9,451円でございます。表の下に記載のとおり、補填をいたしました。



続きまして、5ページをお開きください。損益計算書でございますが、これは1年間の経営成績を明らかにするために税抜きにより全ての収益と費用を記載したものでございます。下から4行目の収益から費用を差し引きました当年度純利益につきましては5億1,519万7,418円でございます。黒字決算となっております。この当年度純利益に下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額7億5,000万円を含めました一番下の行の当年度未処分利益剰余金は12億6,519万7,418円でございます。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。貸借対照表でございます。これは、財務状況を明らかにするもので、全ての資産、負債及び資本を総括的に示したものでございます。まず、7ページ、資産の部でございますが、1の固定資産の合計225億4,687万1,669円と2の流動資産の合計43億1,769万2,843円を合わせました一番下の行の資産合計は268億6,456万4,512円でございます。

次に、8ページ、負債の部でございますが、3の固定負債から5の繰延収益までを合わせました負債合計は143億988万6,269円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は125億5,467万8,243円でございます。

この負債合計と資本合計を合わせました一番下の行の負債資本合計につきましては、先ほどの資産合計と同額の268億6,456万4,512円でございます。

次に、9ページをお開きください。上の表の剰余金計算書でございますが、こちらはただいまご説明をいたしました貸借対照表の資本の部、資本金と剰余金の平成27年度中の増減変動を表に記載したものでございます。

次に、下の表の剰余金処分計算書(案)につきましては、未処分利益剰余金の処分について議会の議決をいただいで行うものでございまして、後日議案書にてご説明をさせていただきますので、ここでは説明を省略させていただきます。

続きまして、財務諸表附属書類についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、29ページをお開きください。キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、1年間の資金の増減を示したものでございます。1の業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、合計額が11億8,072万6,088円のプラスとなっております。事業活動が順調に行われたことを示しております。

2の投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、浄水場の建設や水道管の布設など、必要な投資を行ったことによりまして合計額が8億7,761万6,124円のマイナスとなっております。

次に、3の財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、起債などによる資金調達を抑えまして、企業債の償還に努めましたことから、5億6,517万9,043円のマイナスとなっております。

これらによりまして、下から3行目の資金増加額でございますが、当年度の資金は資金期首残高に比べて2億6,206万9,079円の減少となりまして、一番下の行、資金期末残高は40億6,184万5,977円

となりました。この資金期末残高につきましては、先ほど7ページでご説明をいたしました貸借対照表の現金預金と同額となっております。

続きまして、30ページから36ページにつきましては収益費用明細書ということで、さきに5ページでご説明をいたしました損益計算書の内訳の説明書として、収益と費用に区分した明細書でございます。

続きまして、38ページ、39ページをお開き願います。固定資産明細書でございます。こちらは、さきに7ページでご説明をいたしました貸借対照表に記載された固定資産に関する内訳の説明書でございます。資産の種類ごとに年度内の増減を記載したものでございます。

次に、40ページから55ページにかけまして、企業債の借り入れ状況を明細書として記載してございます。

恐れ入りますが、54、55ページをお開きください。企業債につきましては、当年度新たに1億円を借り入れいたしまして、一番下の行になりますが、平成27年度末の未償還起債残高は92億7,602万483円でございます。この未償還起債残高を前年度と比較いたしますと5億6,517万9,043円、率にして5.7%の減少となっております。

以上で栃木市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（大谷好一君） 以上で当局の説明は終わりました。

なお、繰り返しますが、本件につきましては9月21日開催の常任委員会において審査願うこととなりますので、本日は聞きおく程度といたします。

---

◎閉会の宣告

○委員長（大谷好一君） 以上で建設常任委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 2時56分）